

洋第百三十九号

廿ルター一江賜金之儀ニ付伺

貴舎教師サルター一儀ニ付此程出省之節段々申出置候処
 其末談判向キ色々差纏シ今ニ決着不仕候得共猶此末ト
 テモ精々注意致シ徳當之結末ニ立至候様可致ト存儀然
 ニ同人儀ハ先ツ當度之云々ハ措置是迄雇中ハ別而勉強
 教授方行届候爲ソ生徒等歩テ隨而急進候儀ニ有之候ニ
 付而ハ爲慰勞何品物被下當然ニ可有之段ハ既ニ中牟田
 少將殿一面語致置候処彼レ強情ヲ張リ非道ヲ申募リ候
 得ハ仮令塵芥モ可被惠談ニハ不存候得共此後悔悟之道
 頭レ徳當之事ニ至ルモ難計若右之機會ニ立至候節ハ貸
 幣ニテ二百圓被下候様致度候條至急何分ニ儀電信ヲ以
 御指令相成度此段伺出候也

外入第五十二号

横須賀造船所長

九年十月廿二日

海軍権大丞遠武秀行

海軍大輔川村純義殿

追テ何カ品物ニテ被下候節ハ体裁モ宜敷候得共既ニ
期限モ折追キ何分差掛居候ニ付貨幣ニテ被下方申出
候義ニ候條御聞届之上、即時電信ヲ以テ御達相成度
候也

サルゾーユ
クダサレモノ
ニヤクエニ

グライノ
コクサンニテ
ト六
一ニ

取計
可候

九年十月廿三日
川邨海軍大輔

横須賀造船所長

遠武権大丞殿

母
宣
旨

サルダアン
イロウキン
ノコト
ハヤク
ミレイ
ヨマツ

右造
船所長
遠武
権大丞
ヨリ
川村
大輔
殿へ
ノ
電信

中
野
家

見合可申候

三八一

ナルグー
エ
コクサシ
リユ
ギハ
マツ

被下候

九年十月廿五日

川村海軍大輔

横須賀造船所長

遠武権大丞殿



手紙